

安倍政権は身勝手な主張で衆議院を解散し、政権の延命を図ろうとしている。沖縄の米軍基地を増設する「辺野古新基地」建設計画には、沖縄知事選で圧倒的な反対票で民意が表明された。一方、福島知事選では敗北を見越して民主党推薦候補にすり寄り、結果的に敗北を覆い隠した。衆議院解散目前に成立させた福島原発事故の汚染廃棄物の「中間貯蔵施設法」は何を意味するのか。

### 中間貯蔵施設法とは何か

福島第一原発事故で膨大な面積の土壌が放射能で汚染され、福島県内では急ピッチで表土剥離による「除染」が進められている。その事業のすべては大手ゼネコンとその下請けに任されている。福島県内では汚染した土壌を入れた袋が積み上げられている景色がいたるところで見られる。その量は、放射性セシウム濃度が8,000Bq/Kg以下が約1,000万m<sup>3</sup>、8,000Bq/Kg~100,000Bq/Kgが約1,000万m<sup>3</sup>、100,000Bq/Kg以上が約10,000m<sup>3</sup>と推定されている。これらを政府と福島県は当面、原発立地町村の大熊町と双葉町内に作る「中間貯蔵施設」に搬入し、30年以内にはすべてを福島県外に処理場を設けて搬出する、というのが「中間貯蔵施設法」である。この法律が解散直前の11月19日に国会で成立した。賛成したのは自民、民主、公明、維新、次世代、新党改革、生活の党で、反対したのはみんなの党、社民党、共産党である。

さて、この膨大な廃棄物を30年以内に国内のどこに搬出するのか。国民の多くはもちろん、推進した政府や福島県さえも全く目途が立っていない。政治家たちは福島県民のご機嫌をとり、票稼ぎの手段としてしかこの問題をとらえていないのは明らかである。福島県の前佐藤知事は、この法案を支持する条件として10年間に3000億円の対策費を国に要求し、勝ち取り、それを成果として引退した。セシウ

ム137は半減期が30年であり、300年でやっと1000分の1に減衰する。30年後には現在の2分の1にしかならない。30年後、はたして国内のどこがそれを引き受けるのか。恐らくどこにもその場所はない。しかし、これを決めた政治家や専門家はとっくにこの世にいない。これは論理を超えた無責任な法律である。

### 廃炉の時代の予告編

この問題は、今後否応なしにやってくる廃炉の時代の課題でもある。廃炉で出る膨大な廃棄物や高レベル廃棄物をどこに置くのか。今回の法律は、高レベル廃棄物は勿論、廃炉で出る膨大な廃棄物をすべて原発立地市町村外で処分する、という前例となるだろう。この法律で、立地市町村はそのお墨付きを得たことになる。その結果、すべての原発が廃炉になったら、日本全土が放射性廃棄物でまみれることになろう。国土全体が廃棄物処分場と化さざるをえない。この論理的な帰結を政治家たちは分かっているのか。目の前の自分の利益だけを追求し、国家の未来を見ていない。こうした事態を避けようとするれば、勿論、福島県はじめ立地市町村は廃棄物を永遠に引き受けざるを得ない。それでも原発を続けるのか。政治家の無責任と言って済まされる問題ではない。国民一人一人の問題である。これは原発問題を選挙の争点から外すための見え透いた法律である。

(2014年11月20日 河田)